

平成30年

第4回 農業委員会総会（月例会）議案

平成30年4月9日

前橋市農業委員会

平成30年 第4回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 平成30年4月9日 午後1時29分
- ・閉会日時 平成30年4月9日 午後3時45分
- ・開催場所 市庁舎11階 南会議室

・出席委員（24名）

1番 下田 将文	2番 市花 宏之	3番 矢端 晴美	4番 奥野 和子
5番 松島 敏男	6番 大島 俊典	7番 田島 悦夫	8番 星野 和幸
9番 小堀 清	10番 木村 謙	11番 関根 由彦	12番 澁澤 聖一
13番 坂庭 常男	14番 北爪 きよ子	15番 青木 朱美	16番 井上 隆
17番 萩原 秀治郎	18番 深町 富士雄	19番 岡田 重雄	20番 須田 一男
21番 石村 利夫	22番 江原 弘	23番 関口 喜弘	24番 堀越 恒弘

・事務局出席者

事務局長 青木 一宏	補佐 齋藤 孝朗	補佐 瀬戸 浩	補佐 藤井 義嗣
副主幹 深澤 直純	副主幹 高山 幸治	主任 井上 一則	主任 篠崎 菜穂子
主任 坂部 祐一	主任 坂本 憲昭	臨時職員 宮田 厚子	

・その他の出席者

農地利用最適化推進委員長 小泉 俊夫 副委員長 岡 賢一

・協議事項

- (1) 平成30年度前橋市農業委員会事業計画（案）について
- (2) 平成29年度前橋市農業委員会の目標及びその達成に向けて活動の点検・評価（案）について
- (3) 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
- (4) 前橋都市計画事業西部第一落合土地区画整理事業の事業計画に対する意見聴取について

・付議事件

- (1) 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第19号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (4) 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第21号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について
- (6) 議案第22号 遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 農地法第4条、第5条の規定による意見聴取結果について
- (5) 職員の任免について

青木局長

全員お揃いになりましたので、これより平成30年第4回農業委員会総会を開催いたします。在任委員24名、全員の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長よりご挨拶をお願いいたします。

堀越会長  
青木局長

◇(挨拶)

会議規則第5条の規定より、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よろしくをお願いいたします。

議長

《堀越会長、議長に就任》

それでは、平成30年第4回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。22番 江原弘委員、23番 関口喜弘委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。

本日は初めに、協議事項(1)平成30年度前橋市農業委員会事業計画(案)について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

藤井補佐  
齋藤補佐  
瀬戸補佐  
議長

◇(資料説明:管理係)

◇(資料説明:農業振興係)

◇(資料説明:農地係)

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇(意見、質問等なし)

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。協議事項(1)平成30年度前橋市農業委員会事業計画(案)について、賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、協議事項(1)平成30年度前橋市農業委員会事業計画について、承認いたします。

次に、協議事項(2)平成29年度前橋市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

藤井補佐  
齋藤補佐  
瀬戸補佐  
議長

◇(資料説明:管理係)

◇(資料説明:農業振興係)

◇(資料説明:農地係)

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇(意見、質問等なし)

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。協議事項(2)平成29年度前橋市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、協議事項(2)平成29年度前橋市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、承認いたします。

次に、協議事項(3)平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

藤井補佐  
齋藤補佐  
瀬戸補佐  
議長

◇(資料説明:管理係)

◇(資料説明:農業振興係)

◇(資料説明:農地係)

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。協議事項（３）平成３０年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、協議事項（３）平成３０年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、承認いたします。

次に、協議事項（４）前橋都市計画事業西部第一落合土地区画整理事業の事業計画に対する意見聴取について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹

◇（資料説明：農地係）

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。協議事項（４）前橋都市計画事業西部第一落合土地区画整理事業の事業計画に対する意見聴取について、賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、協議事項（４）前橋都市計画事業西部第一落合土地区画整理事業の事業計画に対する意見聴取について、承認いたします。

次に、議案第１７号・農地法第３条の規定による許可申請について、整理番号１番から９番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹

◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）

整理番号１番から９番は農地法第３条第２項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から９番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第１７号・農地法第３条の規定による許可申請については、整理番号１番から９番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第１８号・農地法第４条の規定による許可申請について、整理番号１番から８番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹

◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明）

なお、整理番号１番から８番は農地法第４条第６項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から８番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第１８号・農地法第４条の規定による許可申請については、整理番号１番から８番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第１９号・農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可について、整理番号１番から４番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹  
議 長

◇（議案書・順次、地目、面積、変更内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）  
以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。  
◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から4番までを承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長

◇（挙 手）  
全員賛成でありますので、議案第19号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番から4番までを承認とすることに決定いたします。

次に、議案第20号・農地法第5条の規定による許可申請について、申請件数が多いため、始めに、整理番号1番から39番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹

◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

整理番号27番、開発未了のため保留。なお、整理番号1番から26番、28番から39番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議 長

なお、整理番号10番、13番、31番、37番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

12番委員  
（1班班長）

現地案内図5条の10をご覧ください。申請地は県立勢多農林高等学校上泉実習農場から北へ約500mに位置し、周囲は、北側は市道を挟んで農地、東側は市道を挟んで宅地、南側は宅地と農地で、小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。申請法人は、運送業を営み本社は東京、現在は前橋市鳥羽町の借地にて前橋営業所が順調な業務とともに手狭となり、条件の良い申請地に前橋営業所を移転したく申請。面接には前橋営業所の方2名が来られました。申請に至った経緯は、東側道路北方200mには上武国道もあり会社従業員の父の土地で、条件の良い当地が譲って頂けることになりましたので、前橋営業所の移転を検討することにしました。調査班としては、周囲にはフェンス等の安全柵、周辺農地、農作物に対する被害防除対策をする条件で許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の13をご覧ください。申請地は大室公園から北西へ約100mに位置し、周囲を農地に囲まれた農用地区域内です。申請人は、現在申請地の近隣で養豚業を営んでおり、今般、申請地に豚舎を新設し飼育頭数を増やすことで経営規模の拡大を図りたく申請。面接には代理人が来られました。現在の飼育頭数（種豚）400頭、年間の出荷頭数9,000頭年間売上金額約3億～3億5千万円です。申請地には豚舎（種豚）600頭、分娩舎200頭を新設予定。申請地は西側に傾斜しているため、擁壁、フェンス等、U字溝の設置、又、周囲の臭気対策としてウインドレス豚舎を検討しているとのこと。調査班としては、計画変更等が提出されていますので、事務局より報告をお願いします。

高山副主幹

補足説明・調査班と、事務局で異議がありました内容を一度持ち帰っていただき再提出された内容を説明いたします。東西に2棟建つ豚舎を南北2棟に変更、尿尿のパイプラインを南側の既存施設に接続という事でしたが、尿尿貯留槽から既存汚水処理場への変更です。

12番委員  
（1班班長）

調査班としては、それを踏まえて、周りの環境に配慮し、最善の努力をする条件で許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の31をご覧ください。申請地はJR前橋大島駅から北へ約500mに位置し、周囲は、北側と西側は農地、東側は市道を挟んで申請法人の資材置場、南側は河川を挟んで工業団地で、市街化区域に隣接した第二種農地です。申請法人は、設備業を営んで

おります。本社との距離は約500m、申請地の隣接地に本社の資材置場を2ヶ所借りて使用していますが、手狭になり工事の仕事も増加しているため置き場も不足しています。また、会社の従業員の駐車場も不足しており、既存資材置場を駐車場とし、申請地を資材置場として利用したく申請。面接には代理人が来られました。申請法人の事業概要は従業員35名、車両台数35台、年間工事件数600棟（1ヶ月50棟）、年間売上6億円～8億円。調査班としては、今回の申請地が土地分譲でないことの確認し、農作物への影響、フェンス等の安全柵及び門扉等の設置をすることですので問題点もなく許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の37をご覧ください。申請地は旧赤城クローネンベルクドイツ村から東に約1.3kmに位置し、周囲は、北側と南側は申請法人による太陽光発電施設（雑種地）で、東側と西側は山林、小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。申請法人は中古自動車販売、土木事業及び太陽光発電関連設備の輸入、販売、施行等の事業を営み、自らも太陽光発電施設を運営しております。当初計画においては申請地も含めた計画でしたが、諸事情により申請にいたらなかったため、改めて合意を得て申請するものです。面接には代理人が来られました。申請施設の概要について310Wのパネル1,272枚、発電量400KW、売電単価は36円、年間売上は2,000万円を見込んでいるとのこと。土地造成、整地、設置後の草刈、及び管理は自社が行い、雨水処理は浸透式、周囲はフェンスの高さ1.2mです。調査班としては、問題点もなく許可相当と判断いたしました。

議 長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号27番を保留とし、整理番号1番から26番、整理番号28番から39番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第20号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号27番を保留とし、整理番号1番から26番、整理番号28番から39番までを許可とすることに決定いたします。

次に整理番号40番から81番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹

◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

なお、整理番号40番から81番までは、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議 長

なお、整理番号41番、47番、58番、77番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

12番委員  
（1班班長）

現地案内図5条の41をご覧ください。申請地は道の駅グリーンフラワー牧場大胡から南東へ約1.0kmに位置し、周囲は、北側は畑、東側は山林、南側と西側は雑種地で、小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。申請法人は、A町で運送業を営んでおります。今回、業務拡大に伴い申請により露天資材置場及び露天駐車場として使用したく申請。なお、申請地西側の法人の一部を借り、進入路として使用します。面接には代理人が来られました。申請法人の事業概要は、従業員数10名、車両台数12台、年間売上8,000万円。申請地は、傾斜地のため土地造成が必要、雨水処理はU字溝の設置、周囲は、フェンス等の安全柵（高さ2m）をすることです。調査班としては、周りの環境に配慮し最善の努力をする条件で許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の47をご覧ください。申請地は前橋市消防局消防署から南西に約800mに位置し、周囲は、北側は市道を挟んで宅地と雑種地、東側は宅地、南側と西側は農地で、集団農地の辺縁部に位置する第一種農地のです。申請法人は、不動産業を営んでおり、前橋市、高崎市を中心に、土地、建物の売買や賃貸借を行い、業績を伸ばしてまいりました。今回、申請地に建売分譲（8区画）を計画したく申請。面接には代理人が来られました。この建売分譲住宅8棟の完成予定日は平成31年3月頃、一棟当たりの販売予定価格は1,500万円～2,000万円を見込んでいます。調査班としては、平成28年9月許可（建売分譲住宅）B町の建築が進んでいない理由を確認して、結果は総会に委ねます。理由については事務局より報告をお願いします。

高山副主幹  
12番委員  
(1班班長)

当法人より提出された遅延理由書の説明。

現地案内図5条の58をご覧ください。申請地は朝倉町の前橋赤十字病院に近接し、周囲は、北側は宅地（コンビニ）、東側は市道を挟んで農地、南側は農地（農振除外申請中）、西側は雑種地で、小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。申請法人は、農業団体でC町においてガソリンスタンドの経営を行っていましたが、前橋赤十字病院の転院により移転することになり、代替地として申請地に給油所を開店したく申請。面接には代理人2名と関係者3名が来られました。申請施設の概要は雇用人数7～8名、1日当たりの見込み車両台数は500～600台、営業時間AM7時～PM11時まで年中無休で行なう。申請地東側の道路については交通量も多く、都市計画道路の拡幅工事も進んでいることから近い将来より一層交通量も多くなり、集客数も見込めるとの事です。調査班長としては、許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の77をご覧ください。申請地は前橋市荻窪清掃工場から南西へ約800mに位置し、周囲は、北側は山林、東側と南側は農地、西側は雑種地と農地で小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。申請法人は、建設業で現在申請地西側を資材置場・露天駐車場として使用しております。昨今、資材及び車両が増え手狭となり拡張したく申請。面接には代理人と代表者が来られました。土地造成は整地のみ、雨水処理は浸透式、外灯等照明は東側に農地があるため付けない、既存2基は8時に消灯、周囲にフェンス等の安全柵を設けるとの事です。又、公道（赤線）の利用については道路管理課と現在協議中です。調査班としては、特に問題点もなく許可相当と判断いたしました。

なお、5条の47については、総会にてご検討をお願いします。

議長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

18番委員

整理番号42番、一般住宅で面積664㎡と大きいですが、始末書との関係があるのですか、一般住宅で面積制限がなくなったのですか。

高山副主幹

始末書は、既存の農業用建物についてです。

調整区域ですので開発の規定、分家住宅は600㎡の上限があります。売買で家を建てる基準については下限面積250㎡以上、上限についてはありません。

18番委員

除外申請、600㎡超えての売買についての調査の案件の質問。

高山副主幹

除外につきましては、県の同意基準があり500㎡まで。分家600㎡がありますので前橋市は600㎡を目安にしています。

議長

開発、農地法は上限がないのですね。除外の段階ですか。

高山副主幹

開発、農地法では必要性があれば上限はありませんが、除外の審査にはあります。

18番委員

なぜ厳しいのですか。

高山副主幹

県の同意基準が500㎡（以前の分家500㎡を基準）に定めています、他の市町村が500㎡を

1 8 番委員  
 議 長  
 高山副主幹  
 2 2 番委員  
 高山副主幹  
 2 2 番委員  
 高山副主幹  
 1 2 番委員  
 (1 班班長)  
 議 長  
 議 長  
 1 2 番委員  
 議 長  
 議 長  
 議 長  
 議 長  
 篠崎主任  
 議 長  
 議 長  
 議 長  
 議 長  
 井上主任  
 議 長  
 1 8 番委員

基準にしている様なので、除外の基準を500㎡にしているのではと思われます。  
 解りました。  
 他に、ご意見等ございませんか。ない様でしたら、整理番号47の審議をお願いします。  
 以前に許可になりました案件が途中で中断しています、新しい案件を認めるかどうか判断して頂きたい。  
 以前の除外の年数はどれくらい残っていますか。  
 転用許可は取られています但着工が途中で止まっています。  
 今回の除外の期限は。  
 今年の8月までですが、1年延長できます。  
 今回の案件8区画の完成予定が31年2月末です、出来ないのでは。以前許可した案件は、2年経過しましたが区画もされていません。今回の申請は保留にしてはいかがですか。  
 暫時休憩といたします。  
 休憩  
 再開いたします。調査班長をお願いします  
 5条47の案件につきまして、調査班としては、今回は保留とし、以前の案件の具体的なスケジュールを確認して判断して頂きたい。  
 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号47番を保留とし、整理番号40番から46番、整理番号48番から81番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
 ◇(挙手)  
 全員賛成でありますので、議案第20号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号47番を保留とし、整理番号40番から46番、整理番号48番から81番までを許可とすることに決定いたします。  
 なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。  
 次に、議案第21号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。  
 ◇(土地の現況、受けた土地の利用目的、筆数、面積、関係農家数を説明：農業振興係)  
 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。  
 ◇(意見、質問等なし)  
 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
 ◇(挙手)  
 全員賛成でありますので、議案第21号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定については、原案を決定いたします。  
 次に、議案第22号・遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか、否かの判断について、審議をお願いいたします。事務局の説明を求めます。  
 ◇(資料説明：農業振興係)  
 なお、本件については、特別調査班による現地調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。  
 担当地区代表推進委員さんと3月20に現地調査。

(特別調査班長)

土地番号1番、山林化している傾斜地、進入路も確認できず、山林の様相を呈しており農地への復元は難しいため非農地と判定。

土地番号2番、杉の大木数本あり、竹・篠に覆われ山林の様相を呈しており農地への復元は難しいため、非農地と判定。

土地番号3番、4番、山林と保安林に囲まれ、雑木に覆われ山林の様相を呈しており農地への復元は難しいため非農地と判定。

土地番号5番、極端な傾斜地、モウソウ竹が繁茂、東側は保安林、西側は雑種地と原野化した土地、近くに排水路がありますが、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため非農地と判定。

土地番号6番、公道に隣接、三方は山林、桑の大木・篠が繁茂、穏やかな傾斜地、土地の中央には市の文化財等があり、復元しても継続して利用することができないと見込まれるため非農地と判定。

土地番号7番～9番、公道、宅地、山林に面し雑木・篠で覆われ、森林の様相を呈しており農地への復元は難しいため非農地と判定。

土地番号10番、篠・雑木が覆い茂っており森林の様相を呈しており農地への復元は難しいため、非農地と判定。

土地番号11番～14番、全ての土地は森林の様相を呈しており農地への復元は難しいため、非農地と判定。

土地番号15番、16番、15番の一部は手入の跡が見られるが、2筆とも雑木と篠のため森林の様相を呈しており農地への復元は難しいため、非農地と判定。

土地番号17番、18番、西側は管理された農地、東側は大きな杉の山林、当該地は雑木が数多く見られ、篠は刈取りされていたが森林の様相を呈しており農地への復元は難しいため、非農地と判定。

土地番号19番、20番、竹と雑木で山林の様相を呈しています。東側には水路、下流には農用地区域内の水田がある。河川や堤防等に隣接しているため、農地と判定。

土地番号21番、道路に面しているが、古木の桑の木・雑木が繁茂、森林の様相を呈しており農地への復元は難しいため、非農地と判定。

土地番号22番、23番、傾斜地の底に位置、通路は篠で覆われ現地に行けないため、航空写真で確認、森林の様相を呈しており農地への復元は難しいため、非農地と判定。

土地番号24番～26番、モウソウ竹が繁茂、道、水路も確認できず農地と復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、非農地と判定。

土地番号27番、宅地と山林に囲まれ、当該地は杉等で山林の様相を呈しているが、東側に川があり、河川や堤防等に隣接しているため農地と判定。

議 長

以上で事務局の説明および特別調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇ (意見、質問等なし)

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか、否かの判断について、整理番号19番、20番、27番を農地とし、整理番号1番から18番、整理番号21番から26番を非農地に該当すると判断することに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第22号・遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか、否かの判断について、整理番号19番、20番、27番を農地とし、整理

番号1番から18番、整理番号21番から26番を非農地に該当すると判断することに決定いたします。

なお、非農地通知については、直接所有者に交付し、制度の周知、さらには地目変更等の諸手続きについて説明するものといたします。

次に、41ページ以降の報告事項ですが、報告事項(1)から(3)までの内容は、

○法第4条の届出書の受理状況 5件

○法第5条の届出書の受理状況 30件

○法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 46件

報告事項(4)は、3月総会において許可とした法第4条、第5条の農地転用許可申請について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、報告事項(5)職員の任免について、事務局より説明を求めます。

◇(報告)

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

(総会閉会午後3時45分)

青木局長  
議長

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年4月9日

議 長

署名人

署名人